制定 令和 2年11月 1日 環境局長決裁 改正 令和 5年 4月 1日 花とみどり協働課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、緑に関する知識・技術を有する者を、熊本市緑のマイスター(以下「緑のマイスター」と言う。)として育成・認定し、地域における緑化リーダーとしての活動を促進することで、市民との協働による緑化を推進することを目的とする。

(人材の育成)

第2条 市長は、緑のマイスターの認定に先立ち、人材を育成するために緑のマイスター養成講座(以下「養成講座」と言う。)を実施する。

(養成講座の受講対象者)

- 第3条 養成講座の受講対象者は、以下のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 熊本市内在住の者
 - (2) 熊本市内に通学又は在勤する者
 - (3) 熊本市内に活動拠点がある者

(養成講座の受講申込)

第4条 養成講座を受講しようとする者は、熊本市緑のマイスター養成講座受講申込書(様式第1号)を市に提出しなければならない。

(養成講座受講修了証の交付)

- 第5条 市長は、以下の受講修了基準を満たした受講者に、修了証(様式第2号)を交付する。
 - (1) 開催講座回数に占める出席回数の割合が3/4以上、またはそれに見合うと認定できる過程を修了した者
 - (2) その他、市長が特に認める理由

(緑のマイスター認定申請)

第6条 養成講座の修了者は、熊本市緑のマイスター認定申請書(様式第3号)を提出することにより、緑のマイスターの認定を申請することができるものとする。

(認定)

第7条 前条の規定に基づき認定申請があった場合、市長は申請者を緑のマイスターとして認定することができる。

(認定証の交付)

第8条 市長は前条の認定を行った者に対して、認定証(様式第4号)を交付するものとする。 (認定者の活用)

第9条 市長は、緑のマイスター認定者の活用のために認定者名簿を整備し、地域や関係機関等に供することで、 緑のマイスターの活動の場を提供していくものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

熊本市長 様

W/1414 W	
熊本市緑のマイスター養成講座受講申込書	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
TEL	
応 募 動 機	(なぜ緑のマイスターになりたいのか)
緑の活動経験	(仕事、ボランティア活動などで緑の活動をした経験・時期・期間など)
緑の資格・得意分野	(資格は取得年月日もご記入ください)

【個人情報の取り扱いについて】この申込書に関する個人情報は、熊本市が厳重に管理し、マイスター養成講座に関連する業務についてのみ使用します。

修了証

殿

あなたは、第 期 緑のマイスター養成講座を修了したことを証します。

年 月 日

熊本市長

熊本市長 様

熊本市緑のマイスター認定申請書	
氏 名	
生 年 月 日	
住所	
緑のマイスター養成講座受講期間	~
緑のマイスター養成講座において 習得した技能等	
緑のマイスターとして活動したい 内容等	

【個人情報の取り扱いについて】この申込書に関する個人情報は、熊本市が厳重に管理し、マイスター活動に必要な範囲内で使用されます。

第 号 緑のマイスター認定証

様

あなたは、第 期 緑のマイスター 養成講座を修了されましたので、 ここに熊本市緑のマイスターとして 認定いたします。

年(年)月日

熊本市長